平成２７年（フ）第２０３号
高知市旭町３丁目108番地１　ハッピー旭２号館202
債務者　森下　志織
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３６号
愛知県田原市小塩津町中村25番地１、従前の住所愛知県田原市高松町西新井60番地３
債務者　島本　眞二
1　決定年月日時　平成27年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月２日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２７８６号
大阪市淀川区西中島１丁目２番22号グリーンハイツ302号、住民票上の住所大阪府豊中市長興寺南３丁目７番30号
債務者　高山　信之
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１８９号
大阪市東住吉区杭全１丁目17番15号　シアンサージュ　406号
債務者　川畑　雅一
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５１号
神奈川県大和市西鶴間６丁目30番24号　みどりの風　大和203号
債務者　古市　靖夫
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５６８号
横浜市南区南吉田町５丁目45番地８　ポートハイム第１吉野町306号
債務者　小池　輝男
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１５６９号
横浜市南区真金町２丁目22番地17　グローリア初穂大通り公園404号室
債務者　コイケ　ジェシリン　ソリアノ
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３８４号
静岡市葵区沓谷４丁目14番24号　ハイツＪ３Ｃ、旧住所静岡県三島市佐野228番地の２
債務者　遠藤　　真
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２６年（フ）第８６号
山口県岩国市玖珂町4629番地の２
破産者　西本木工有限会社
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第４９６号
札幌市豊平区月寒西３条５丁目１番12―301号
破産者　古田　保幸
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１７号
札幌市北区百合が原７丁目１番16―204号
破産者　加藤　芳春
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第９４号
青森県弘前市大字豊田１丁目５番地23
破産者　三上　慶昭
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１３号
青森県黒石市黒石13番地
破産者　高井　　徹
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１４９号
埼玉県幸手市南３丁目６番８号
破産者　岡田　敏嗣
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９９号
新潟県上越市石橋２丁目５番50号　コーポ憩102号、破産手続開始決定時の住所新潟県上越市大字松村新田28番地１
破産者　尾嶌三喜男
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部